平成２９年（フ）第１２３号
佐賀県小城市三日月町金田912番地、前住所佐賀市松原２丁目13番９号
債務者　藤川　美雪
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　優理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
岐阜市庵町27番地３
債務者　玉井　秀樹
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月27日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３６１号
札幌市中央区南24条西14丁目２番１―502号
債務者　白取　庸一
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　晋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８１号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢5689番地２
債務者　斎藤　純一
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５８２号
神奈川県伊勢原市笠窪449番地の１　笠窪シオン203号
債務者　斎藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３号
大分県豊後高田市新地1620番地３
債務者　水ノ江研也
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籾倉　了胤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１号
岐阜県中津川市山口2934番地
債務者　園原　俊幸
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　可児　恵太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３１号
広島県尾道市高須町5717番地２
債務者　木村茂こと　黄　　茂
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　則利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１６７号
長崎県長崎市柳谷町19番３―203号
債務者　小山　利恵
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市本吉町小金沢123番地、前住所大阪府堺市中区堀上町1090番地２
債務者　前田　善則
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第２１１号
大津市真野５丁目７番17号、前住所京都市山科区大宅五反畑町59番地　パークヒルズ大宅２　102号室
債務者　和田　典子（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９５号
滋賀県彦根市平田町724番地13
債務者　芳村美由起
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６４１号
京都市山科区御陵中内町37番地５　メゾン竹生204
債務者　鍋家　聖美
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６９４号
京都市伏見区桃山町本多上野４番地　光マンション　201号
債務者　田屋　千春
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７３２号
京都市南区東九条柳下町22番地　、住民票上の住所京都市南区東九条中札辻町26番地２
債務者　森田　菊子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７３６号
京都府城陽市平川指月37番地　Ｒ・Ｂ・Ｋ206号
債務者　羽月　和子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係